

月寒あさがおの郷ショートステイセンター 運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人溪仁会が開設する指定短期入所生活介護事業所月寒あさがおの郷ショートステイセンター（以下「事業所」という。）が行う指定短期入所生活介護及び指定介護予防短期入所生活介護の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の医師、生活相談員、介護職員、看護職員、栄養士、機能訓練指導員及びその他の職員（以下「短期入所生活介護従事者」という。）が、要介護状態又は要支援状態（以下「要介護状態等」という。）にある高齢者に対し、適正な指定短期入所生活介護及び指定介護予防短期入所生活介護を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の短期入所生活介護事業所は、要介護状態等になった利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じた自立した日常生活を営むことができるように入浴、排泄、食事等の介護その日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的精神的負担の軽減を図るよう努めるものとする。

2. 事業の実施に当たっては、関係市町村、居宅介護支援事業者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供するものとの密接な連携により、指定短期入所生活介護及び指定介護予防短期入所生活介護の提供の開始前から終了後に至るまで利用者が継続的に保健医療サービス又は福祉サービスを利用できるよう必要な援助に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は次の通りとする。

(1) 名 称 月寒あさがおの郷ショートステイセンター

(2) 所在地 札幌市豊平区月寒西1条11丁目2番35号

(介護老人福祉施設月寒あさがおの郷内)

(職員の職種、員数及び勤務内容)

指定短期入所生活介護及び指定介護予防短期入所生活介護を兼務

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次の通りとする。

(1) 管理者 1名

ア 管理者は事業所の従業員の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、従業員に事業所運営に必要な指揮命令を行う。

イ 管理者は相当期間以上にわたり入所することが予想される利用者に対し、サービスの目標、内容等を記載した短期入所生活介護計画及び指定介護予防短期入所生活介

護計画の作成を行う。

- (2) 医 師 1名 (嘱託)
- (3) 生活相談員 2名 (常勤職員)

利用者及び家族の日常生活全般の相談を行う。

- (4) 介護職員 30名以上
- (5) 看護師 5名以上 (常勤専従)
- (6) 栄養士 2名 (常勤専従)
- (7) 機能訓練指導員 1名 (常勤専従)

(利用定員及びユニット数並びにユニット定員)

第5条 事業所の利用定員等は次の通りとする。

- (1) 利用定員 4名
- (2) ユニット数及びユニット定員

※介護老人福祉施設8ユニットのうち、2ユニットに各2名とする。

その他空床利用とする。

(サービスの内容)

第6条 事業の内容は次の通りとする。

- (1) 入浴、清拭による清潔の保持
- (2) 排泄の自立援助
- (3) 離床、着替え、整容その他日常生活上の世話
- (4) 食事の提供及び栄養管理
- (5) 生活機能の改善又は維持のための機能訓練
- (6) 健康管理
- (7) 家族に対する相談、助言等の援助
- (8) その他レクリエーション行事等のサービス提供

(利用料等)

第7条 指定短期入所生活介護及び指定介護予防短期入所生活介護がサービスを提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める介護報酬の告示上の額とする。当該指定短期入所生活介護及び指定介護予防短期入所生活介護のサービスが法定代理受領サービスであるときは「介護保険負担割合証」の定めた割合(1割もしくは2割もしくは3割)とする。

2. 事業所は前項の他、次に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。なお、居住費及び食費については、介護保険負担限度額の認定を受けている利用者の場合、その認定証に記載している負担限度額を1日あたりの料金とする。

(1) 居住費

・1日当りの利用者負担段階別の負担金は次項の通りである。(ユニット型個室)

利用者負担段階	第1段階	第2段階	第3段階①	第3段階②	第4段階
利用者負担限度額	820円	820円	1,310円	1,310円	2,600円

(2) 食費

・1日当りの利用者負担段階別の負担金は下記の通りである。

利用者負担段階	第1段階	第2段階	第3段階①	第3段階②	第4段階
利用者負担限度額	300円	390円	650円	1,360円	1,445円

(3) 理美容代

別に定める利用料金表により支払いを受ける。

(4) レクリエーション活動・クラブ活動

活動内容によって実費相当額を利用者より負担いただく場合がある。

(5) 日常生活上必要となる諸費用

日常生活に要する費用で利用者負担いただくことが適当であるものにかかる費用を利用者より負担いただく場合がある。

3. 事業所は、前項に掲げる費用の額に係るサービスの提供に当たっては、予め利用者に対し、当該サービス内容及び費用について説明し、同意を得ることとする。なお、やむを得ない事情等により当該内容の変更及び費用の変更がある場合には予め利用者に対し説明を行い、同意を得ることとする。

(通常の送迎の実施地域)

第8条 通常の送迎の実施地域は、札幌市全域とする。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第9条 利用者は、次の事項を守らなければならない。

- (1) 短期入所生活介護従事者の指示に反した行為をしないこと。
- (2) 非社会的行為をしないこと。
- (3) 事業所敷地内での喫煙は行わないこと。
- (4) 事業所において、金銭及び物品の貸借をしないこと。
- (5) 短期入所生活介護従事者等に対してカスタマーハラスメント行為をしないこと。
- (6) その他、担当短期入所生活介護従事者の指示に従うこと。

(緊急時における対応方法)

第10条 短期入所生活介護従業者は、現に指定短期入所生活介護及び指定介護予防短期入所生活介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治医又はあらかじめ事業が定めた協力医療機関へ連絡を行う等の必要な措置を講じなければ

ならない。

(非常災害対策)

第 11 条 管理者は、非常時に備え、施設の点検整備、避難、救出訓練を実施する。

- (1) 消火、避難警報、その他防火に関する設備、及び火災発生の恐れのある箇所の定期点検。
- (2) 可能な限り地域住民や関係機関を交え、所轄消防署等との連携及び避難、救出作戦等の実施。
- (3) 前号に掲げる事項の実施については、管理者が定める。

(苦情対応)

第 12 条 事業所は、苦情対応の窓口責任者及びその連絡先を明らかにするとともに、苦情の申立てや相談があった場合には、迅速かつ誠実に対応する。その際、苦情受付書を備え苦情内容とその対応内容を記録する。また、あらゆる機会を通じて再発防止に努める。

- 2 事業所は、利用者からの苦情について、市町村又は国民健康保険団体連合会等から指導又は助言を受けた場合において、市町村又は国民健康保険団体連合会等から求めがあったときは、改善の内容を市町村又は国民健康保険団体連合会に報告するものとする。

(事故対応及び損害賠償)

第 13 条 事業所は、サービスの提供にあたって事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族、主治医、居宅介護支援事業所、市町村等に連絡し、必要な措置を講ずる。その際、事故対応簿等を備え事故内容とその対応内容を記録する。また、あらゆる機会を通じて再発防止に努める。

- 2 事業所は、サービスの提供に伴って、事業所の責めに帰すべき事由により、利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合は、利用者に対してその損害を賠償する。

(個人情報保護)

第 14 条 事業所は、個人情報の取扱いにあたり、「個人情報の保護に関する法律」やガイドライン、守秘義務に関する他の法令等に加え、法人が定める当該基本方針や就業規則等の内規を遵守することにより、利用者及びその家族に関する情報を適正に保護する。

- 2 事業所は、サービスを提供するうえで知り得た利用者及びその家族に関する個人情報について、利用者又は、第三者の生命、身体等に危険がある場合など正当な理由がある場合を除き、契約中及び契約終了後においてもその秘密を保持する。
- 3 あらかじめ文書により利用者及び家族の同意を得た場合は、前項の規定にかかわらず、一定の条件の下で個人情報を利用できるものとする。
- 4 事業所は、業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を保持させるため、在職中は元より、短期入所生活介護従事者の退職後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を雇用契約の内容及し担保する。
- 5 個人情報に関する苦情の申立てや相談があった場合は、第 12 条の規程を一部準用し迅速かつ

適切な処理に努める。

(虐待の防止のための措置)

第 15 条 管理者は虐待の発生防止に向け、本条各号に定める事項を実施するものとする。また管理者はこれらの措置を適切に実施するための専任の担当者とする。

- (1) 事業所では、虐待防止委員会を設ける。その責任者は施設長とする。
- (2) 身体拘束廃止・虐待防止委員会は、短期入所生活介護従事者への研修の内容、虐待防止のための指針策定、虐待等の相談・報告体制、虐待を把握した際の通報、虐待発生時の再発防止策の検討等を行う。なお、本委員会は、身体拘束廃止委員会と一体的に行うものとする。また状況に応じ、法人本部や専門機関の参加を可能とし、オンラインでの研修を受講する。
- (3) 短期入所生活介護従事者は、年 2 回以上虐待発生の防止に向けた研修を受講する。
- (4) 虐待又は、虐待が疑われる事案が発生した場合には、責任者は速やかに市町村等に報告を行い、事実確認のために協力する。また、当該事案発生の原因と再発防止策について、速やかに虐待防止委員会にて協議し、その内容について、短期入所生活介護従事者に周知するとともに、市町村等関係者に報告を行い、再発防止に努める。

(その他運営についての留意事項)

第 16 条 事業所は、短期入所生活介護従事者の資質の向上を図るための研修の機会を設けるものとし、また業務体制を整備する。

- 2 事業所は、短期入所生活介護従事者の清潔の保持及び健康状態について必要な管理を行うものとし、感染防止対策及び定期健康診断を実施する。
- 3 事業所の会計は、他の事業と区分して管理する。
- 4 この規程に定める事項の他、運営に関する重要事項は、社会福祉法人溪仁会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規定は、平成23年 8月 8日から施行する。

平成24年 4月 1日 改正施行。

平成26年 4月 1日 改正施行。

平成27年 4月 1日 改正施行。

平成27年 8月 1日 改正施行。

平成28年 4月 1日 改正施行。

平成29年 6月 6日 改正施行。

平成30年 4月 1日 改正施行。

令和 元年 5月 1日 改正施行。

令和 2年 4月 1日 改正施行。

令和 3年 4月 1日 改正施行。

令和 3年 8月 1日 改正施行。

令和 3年11月 1日 改正施行。

令和 4年10月 1日 改正施行。

令和 5年 4月 1日 改正施行。